

部分公開決定通知書

大東市生第469号  
平成26年9月8日

大東市泉町2丁目7番18号  
光城敏雄様

大東市長 東坂浩一  
(公印省略)

平成26年8月25日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

|              |  |
|--------------|--|
| 請求書受付年月日     | 平成26年8月25日   |
| 公開の方法        | 写しの交付（電子メールでの送付）   |
| 情報の件名        | 平成25年度市民会館増築に係る設計業務委託の起案から入札、落札までの書類一式   |
| 公開しないと決定した部分 | ① 市民会館2階大集会室増築他工事設計業務委託（計算書）中の査定率、査定後の額、設計委託料算出上控除する額、総設計対象工事額、最低設計対象工事額、基準委託料の額、業務量の値、分離委託比率、建物の種別による修正値、業務費率、技術料等経費に関する修正値、同一平面構成数による修正値、標準設計図書として用いる場合の修正値、改修工事・補修工事設計の委託料の割増し修正値および工事費及び人件費基準日額の上昇による修正値<br>② 入札書および委任状中の代理人（受任者を含む。）の氏名および印影<br>③ 入札参加表中の代理人の氏名および個人の印影<br>④ 設計図書等に関する質問書中の送付担当者の氏名 |
| 公開しない理由      | ① 大東市情報公開条例第6条第4号イに規定する「市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」と認められるため。<br>②から④まで 大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。   |

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大東市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定のあったことを知った日（大東市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する大東市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市長が被告の代表者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、生活安全課（072-870-4010）までお問い合わせください。